

千葉県報

定例
平成22年2月5日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 都市計画用途地域の変更
- 都市計画道路の変更
- 公安委員会告示
- 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者教育の認定
- 行政手続法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施
- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（四件）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請（四件）
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区役員の退任
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 都市計画道路の関係図書の縦覧（二件）
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告

一四四四四 四 五五五 六六六 七七七 八七八

告示

千葉県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機

関を次のとおり指定した。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ミナト交通	銚子市中央町五の一〇	ミナト介護サービス	銚子市中央町五の一〇	介護予防訪問介護	平成二十一年十二月一日
有限会社三河接骨院	銚子市外川町一の一〇、六九七	後飯町通所介護	銚子市後飯町三の一七	通所介護	〃
有限会社三河接骨院	銚子市外川町一の一〇、六九七	後飯町通所介護	銚子市後飯町三の一七	介護予防訪問介護	〃
株式会社愛ネット	市川市福栄三の二〇の八	株式会社愛ネット	市川市福栄三の二〇の八	通所介護	〃
吉野神経難病治療株式会社	市川市国府台一の九の五	吉野ヘルパーステーション	市川市国府台三の三の一六	訪問介護	〃
吉野神経難病治療株式会社	市川市国府台一の九の五	吉野ヘルパーステーション	市川市国府台三の三の一六	訪問介護	〃
株式会社ささえ愛	市川市稲越町七九の五	デイホームわいわい	市川市稲越町七九の五	通所介護	〃
株式会社ささえ愛	市川市稲越町七九の五	デイホームわいわい	市川市稲越町七九の五	通所介護	〃
特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	訪問介護	〃
特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	訪問介護	〃
特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	特定非営利活動法人六実ケアステーション	松戸市六実五の二の一	訪問介護	〃

シー商会	一、八〇七	みつくしの里	三八五の一	知症対応型 共同生活介 護	
有限会社バラ ダイズドリー ム	印旛郡酒々 井町中川一 の三	有限会社バラ ダイズドリー ム訪問介護セ ンタードリー ム	印旛郡酒々 井町中川一 の三	介護予防訪 問介護	〃
特定非営利活 動法人幸の家 いずみ	印旛郡本埜 村笠神二五 四の五	特定非営利活 動法人幸の家 いずみ	印旛郡本埜 村笠神二五 四の五	介護予防通 所介護	〃

千葉県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山武郡作田川大中堰土地改良区の定款の変更を平成二十二年一月二十七日付けで認可した。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、いすみ市東海土地改良区の定款の変更を平成二十二年一月二十七日付けで認可した。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
八千代都市計画用途地域
- 二 都市計画を定める土地の区域
八千代市村上字込ノ内及び字黒沢台並びに上高野字新林、字細田台、字大野、字二重堀及び字上谷津台の各一部の区域

千葉県告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画道路を次のとおり変更した。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
八千代都市計画道路三・四・一号新木戸上高野原線ほか一路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
八千代市村上字込ノ内及び字黒沢台並びに上高野字新林、字細田台、字大野、字二重堀及び字上谷津台の各一部の区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を認定した。
平成22年2月5日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者教育の課程の区分	運転免許取得者教育の課程の名称	認定年月日
株式会社船橋第一自動車教習所 船橋市三咲二丁目14番1号 石井 伸幸	船橋第一自動車教習所 船橋市三咲二丁目14番1号	運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年 国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」とい う。)第1条第8号に掲げる課程	企業講習	平成21年 12月10日
有限会社茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地 市原 正典	茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	習熟ドライブの安全運転教育	平成21年 12月10日
		認定規則第1条第6号に掲げる課程	セフナーイー ドラーイー バー教育	平成21年 12月10日

公 告

行政手続法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の三第五項の規定により、公開による
聴聞を次のとおり実施する。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 聴聞の期日

平成二十二年二月二十二日(月曜日)午後一時三十分

二 聴聞の場所

千葉市中央区市場町一番一号

千葉県庁中庁舎一階情報公開・個人情報センター委員会室

三 被聴聞者

1 住所

千葉市中央区登戸五丁目一二番七号

2 氏名

大堰 巖

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 NPO法人日本スリーディーエックス協議会

2 代表者の氏名 安藤規雅

3 主たる事務所の所在地 千葉市中央区東千葉二丁目一九番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、無線操縦ヘリコプターを操縦する不特定多数の個人・クラブ・団体等に対して、無線操縦ヘリコプターの飛行技術、メンテナンス技術を主とした検定会および技術指導ならびにそのルール作成に関する事業を行い、無線操縦ヘリコプターの社会教育、健全なるアクロバット飛行の普及、地域安全、知識の教育、飛行環境の保全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。
平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人 i dreamer

2 代表者の氏名 山岸勇人

3 主たる事務所の所在地 船橋市東中山一丁目七番四号

三 定款に記載された目的 この法人は、船橋市及びその近隣市町村民に対して、健康増進に関する研究及び普及活動、スポーツの振興による地域交流活動、地域防犯活動を行い、各分野のNPO法人及び任意団体との情報等の交換をし、連携しながら、広く地域活性化及び一般社会への啓発に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人スポーツアカデミー

2 代表者の氏名 木村正人

3 主たる事務所の所在地 松戸市秋山三三七番地の三九

三 定款に記載された目的 この法人は、サッカーなどのスポーツや学習機会の提供を通し、青少年を中心とした市民に対して、サッカー及びスポーツの普及振興、青少年の健全な心身の発達、育成に関する事業を行い、広くスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備、青少年の健全な育成及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人こんぶくろ池自然の森
 2 代表者の氏名 森和成
 3 主たる事務所の所在地 柏市中十余二四〇一番地五

三 定款に記載された目的 この法人は市民が中心となり、地域の様々な主体と連携して、柏市北西部に広がる千葉県内でも類のない湧水と、それによって維持されている湿地性の多様な動植物の生態系を擁するこんぶくろ池と、その周辺林の自然環境の保全・育成活動を行い、貴重な湧水と緑の資源を育むとともに、森と人の営みを活かしたコミュニティづくりに関する事業を行い、住みよい町づくりの推進を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月二十五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 1 名称 特定非営利活動法人航空復元懇話会
 2 代表者の氏名 三野正洋
 3 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二、九一〇号

三 定款に記載された目的 この法人は、古典機に対し、学術調査を行い、可能な限りその使われていた姿に復元することにより産業遺産として広く国民の理解を深め、青少年に対し航空機製作の実体験を通じ技術創造立国日本への関心を高めることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月二十五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 1 名称 特定非営利活動法人リターンホーム
 2 代表者の氏名 大山良子
 3 主たる事務所の所在地 千葉市中央区白旗三丁目二四番五号ラフォーレ蘇我一〇二号

三 定款に記載された目的 この法人は、長期にわたり病院や施設で暮らす、重度な身体障害のある人々を対象に、社会的入院などを解消し、地域で障害のない人と同等の日常生活や社会生活を営めるようにする事業を行い、重度身体障害のある人の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十四日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 1 名称 特定非営利活動法人フォーラムパートナーズ
 2 代表者の氏名 牛山勝
 3 主たる事務所の所在地 千葉市美浜区打瀬二丁目六番地四番街四一―二号

三 定款に記載された目的 この法人は、会員の所有する経験、知識、技術を活用し、市民及び諸団体並びに国際的な援助を求めている関係国の諸団体に対して、国際協力に関する啓蒙、普及、調査、協力、支援事業等を行い、国際親善、世界平和並びに関係諸国の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十三日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 1 名称 特定非営利活動法人トライネット
 2 代表者の氏名 原拓也
 3 主たる事務所の所在地 市原市五井中央西一丁目二番地二五市原商工会議所三階

三 定款に記載された目的 この法人は、市原市及び近隣市町村に在住する障害者の自立と社会参加への支援を行い、障害者の福祉向上の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年二月五日から六月五日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年二月五日から六月五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパーセンタートライアル八幡宿店
 市原市八幡海岸通一、九七一番一
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 岩尾崇
 東京都港区芝二丁目三二番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
 八幡宿マーケットプレイス
 変更後の大規模小売店舗の名称
 スーパーセンタートライアル八幡宿店
 - 4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社尾張屋 代表取締役 平野大輔ほか
 木更津市新田三丁目二番三〇号ほか
 - 5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号
 - 7 変更年月日
 平成二十二年一月二十一日
 - 二 届出年月日
 平成二十二年一月十九日
 - 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商業観光課
- 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、いすみ市佐室土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があった。
 平成二十二年二月五日
- 千葉県知事 鈴木 栄治

- いすみ市沢部五一五番地 清宮 富夫
 " 佐室一、三二九番地 三山 良民
 " 沢部三六五番地 鈴木 健一
 " 佐室一五一番地一 田邊 清實
 " 沢部五九三番地 田中 隆
 " 佐室四二〇番地 中村 福亨
 二 退任監事
 いすみ市佐室二〇六番地 高梨 謙
 " 沢部六〇二番地 高梨 隆
 三 就任理事
 いすみ市沢部五一五番地 清宮 富夫
 " 佐室二九六番地四 中村 庄吾
 " 沢部三六五番地 鈴木 健一
 " 佐室四五一番地 江澤 憲
 " 沢部五二番地 清宮 孝夫
 " 佐室六三四番地 関 正一郎
 四 就任監事
 いすみ市佐室二〇六番地 高梨 謙
 " 沢部六〇二番地 高梨 隆
- 土地改良区役員の退任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、夷隅郡総元土地改良区から次のとおり役員退任の届出があった。
 平成二十二年二月五日
- 千葉県知事 鈴木 栄治
- 退任理事
 夷隅郡大多喜町久我原九三番地 山口 清一
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
 平成二十二年千葉県告示第四十六号に係る八千代都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十二年二月五日
- 千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年二月五日八千代市の変更に係る八千代都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第四十七号に係る八千代都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十二年二月五日八千代市の変更に係る八千代都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

千葉県知事 鈴木 栄治

特 定 調 達 公 告

「」の案件に電子入札の取扱いを要する入札案件は、電子入札システム（電子入札システム）において縦覧に供する。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 22 年 2 月 5 日

千葉県水道局長 重田 雅行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 県水お客様センター電話設備等貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約日から平成 26 年 10 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 千葉県水道局幕張庁舎及び各出先機関
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品において A の等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づき指名停止を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) 調達案件に係る機器等の性能及びソフトウェアサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目 417 番地 24 千葉県水道局
管理部財務課経営管理室 電話 043 (211) 8589

(2) 電子入札システムの URL 千葉県電子入札システム <https://www.epr.pref.chiba.lg.jp/portal/index.php>

(3) 入札説明書の交付期間 平成 22 年 2 月 5 日から 3 月 16 日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札説明会の日時 入札説明会は実施しない。

(5) 入札書の受領期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成 22 年 4 月 7 日午後 5 時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成 22 年 4 月 7 日午後 5 時

(6) 開札の日時及び場所 平成 22 年 4 月 8 日午前 10 時 千葉県水道局入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水道局長から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じ

<p>なければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成22年3月16日午後5時まで</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成22年3月16日午後5時まで</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると千葉県水道局長が判断した入札者であつて、千葉県水道局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号)第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:Lease and maintenance for telephone equipment, etc. (1set)</p> <p>(2) Time limit for tender:5:00 P. M., 7 April 2010</p> <p>(3) Contact point for the notice:Finance Division,Administration Department, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 平成22年2月5日</p> <p>千葉県教育委員会委員長 天 笠 茂</p>	<p>[掲載順序]</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>⑩県立高等学校教育用コンピュータ貸借 一式 ⑪千葉県教育庁教育振興部指導課 千葉市中央区市場町1番1号 ⑫平成21年12月2日 ⑬富士電機ITソリューション株式会社千葉支店 千葉市稲毛区轟町四丁目8番19号 ⑭516, 568, 500円</p> <p>⑮一般競争入札 ⑯平成21年10月23日</p>
---	---

購読料

月号 月決め
一部 一部
一箇月一、九〇〇円
四〇円 (送料を含む。)

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八